

## 14 観覧席

### ■ 基本的な考え方

観劇や音楽鑑賞、スポーツ観戦など、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

- 集会施設
- 劇場等
- スポーツ及びレクリエーション施設

### ■ 整備基準

観覧席を設ける場合、次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用観覧席を設けること。

- 1 車椅子使用者用観覧席の数 ●固定式の観覧席が600席までの客席には3席以上、600席を超えるものにはその総数に1/200(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を乗じて得た数以上設ける。
- 2 設置場所 ●出入口から段差なく到達できる位置に設ける。
- 3 スペース ●車椅子使用者区画1席当たりの幅は90cm以上とし、奥行きは140cm程度とする。
- 4 立ち上り ●車椅子使用者用観覧席の前面及び側面には、立ち上りを設ける。

※「客席」とは設けられる個別の座席ではなく、建築物における観覧席が並べられた室(空間)である。

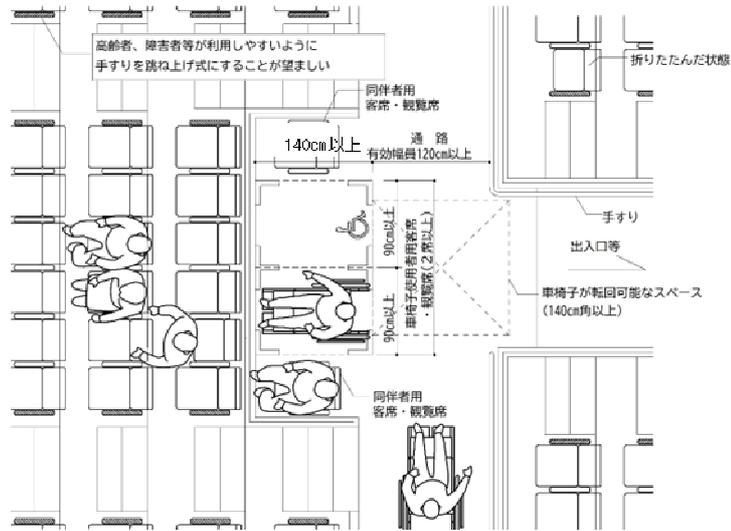
同一建築物に複数の客席を設ける場合は、各客席の観覧席に応じて必要な数以上の車椅子使用者用観覧席を各客席に設ける。

### ■ 誘導基準

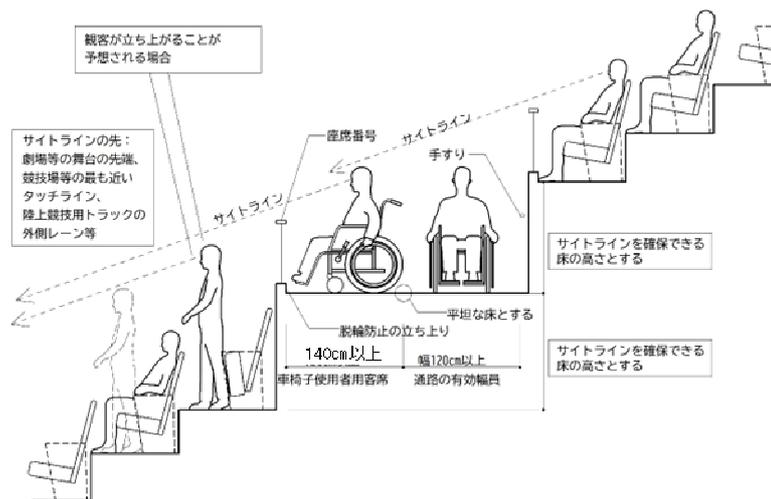
- 1 設置場所 ○出入口から容易に到達できると共に、避難し易く、舞台やスクリーンが見やすい位置に設け、できるだけ同伴者と共に利用できるように配慮することが望ましい。
- 2 スペース ○手すり、車椅子当たり、ストッパー等を設置することが望ましい。  
○車椅子使用者が転回可能なスペースを設けることが望ましい。  
○平坦であることが望ましい。  
○車椅子使用者区画には、介護者用の座席を設けることが望ましい。
- 3 聴覚障害者用集団補聴装置 ○磁気ループ、FM受信装置等を設置することが望ましい。
- 4 座席仕様 ○通路側の肘掛椅子は、障害者及び高齢者が使用しやすいよう、跳ね上げ式とすることが望ましい。  
○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置に十分配慮することが望ましい。

## 車椅子使用者用観覧席の例

### <車椅子使用者用客席と通路の例>

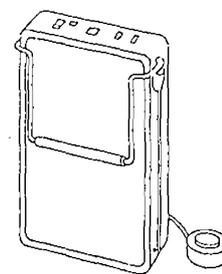
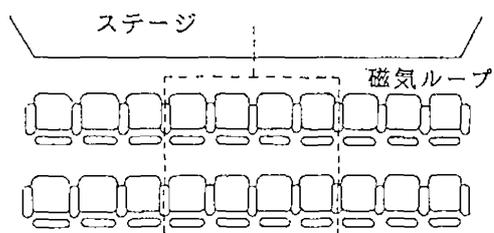


### <サイトラインの例>



## 聴覚障害者用集団補聴装置

[ホール]



F M 補聴装置